

総合センターだより

平成29年(2017年)

9

月号



川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)

場所：〒666-0032兵庫県川西市日高町1番2号(協立病院の向い)

TEL：072-758-8398 FAX：072-758-2132

ホームページ：<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shimin/jinken/jinkensou.html>

同和問題(部落差別)は、 わが国固有の重大な人権問題です

同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題です。

残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。

差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

昨年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立、施行されました。

この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。

私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、差別や偏見のない豊かで明るい社会の実現を目指しましょう。



咲かせよう みんなの笑顔

部落差別をなくしましょう

法務省・全国人権擁護委員連合会

総合センターの相談事業

生活人権相談 毎週 月・火・水・木曜日の午前9時～午後5時

保健相談(市保健センター協力事業)

毎月 第1水曜日の午後1時30分～3時 9月は6日、10月は4日です。

セクマイ相談・学習会 セクシュアルマイノリティ(性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たちなど)

の人権相談・学習会ですが、当事者でない方も参加できます。

毎月 第4木曜日の午後1時30分～4時 9月は28日です。

このセンターだよりは市役所内で印刷しています。